

	質問内容	回答
1	紛争・感染症・物価高騰などが起因する、受注者の責によらない調達遅延の場合、工期延長の協議について可能でしょうか。	受注者の責に帰さない遅延が生じた場合は協議します。
2	【設計内訳書No.27、建築図面A-30】 内訳明細書において、E L V化粧三方枠、珪集成材200×65となっておりますが、図面では180×65となっております。どちらが正でしょうか。	200×65とします。
3	【建築図面A-28】 ポーチ・風除室の天井杉板。下地耐水合板φ12が内訳に入っていないようですが杉板張りと共によろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	【建築図面A-30】 トレーニングルーム～ロッカー室前室間。杉柱120角が内訳にないようです。3面上小節程度で追加してもよろしいでしょうか。	内訳No.36に計上しているとおり、杉柱は無し、PL加工とします。
5	【仮囲いについて】 杭パイプ使用可能でしょうか(現地に穴あけてもいいか)。山留使用でしょうか。	可能ですが、撤去後穴修復とします。 山留は使用していません。
6	工事事務所、休憩所、作業員駐車場として、体育館の西側の駐車場を使用したいのですが、可能でしょうか。	工事に支障の無い範囲で可能です。
7	中東情勢によって、既に受注制限、生産制限等が行われている資材があり、納期の見通しが立たなくなっているものがあります。納期の遅れ等により工期内完成が難しいと見込まれる場合は、工期の延長等の対応はしていただけますでしょうか。	受注者の責に帰さない遅延が生じた場合は協議します。
8	建設資材の急激な価格高騰により積算価格と実売価格に差が生じた場合、スライド条項等は適用されますでしょうか？	スライド条項については、協議のうえ適用の可否を判断します。
9	建設資材が納期遅延となり、工事が計画工程通りに進捗するかが不透明な状態となった場合、工期見直し等のご対応はお願いできますでしょうか？	受注者の責に帰さない遅延が生じた場合は協議します。
10	本工事の規模・内容から工期設定が短いと思われます。 工期の延伸は可能でしょうか。	受注者の責に帰さない遅延が生じた場合は協議します。